

岡山県教育委員会職員安全衛生管理規程運用方針

令和4年4月1日改正・施行

第1条（趣旨）関係

岡山県教育委員会職員安全衛生管理規程（平成6年岡山県教育委員会訓令第1号）は、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）、学校保健安全法（昭和33年法律第56号）その他の法令に基づき、職員の安全と健康を確保するために、安全衛生体制の整備及び衛生管理の徹底を図るために制定されたものである。

第2条（定義）関係

県立学校に分校が置かれている場合には、当該分校にも本校とは別個に安全衛生管理組織を設置することとする。

第3条（所属長の責務）関係

1 「安全の確保」には次の事項が含まれることとする。

- (1) 施設、設備、有害物質又は作業行動その他の業務により生ずるおそれのある職員の災害の防止に関すること。
- (2) 救急用具を備えること。

2 「健康の保持増進」には、体育活動、レクリエーションその他の活動が含まれることとする。

第5条（総括安全衛生管理者）関係

総括安全衛生管理者は、安全管理及び衛生管理の責任者として次の業務を統括管理することとする。

- (1) 職員の危険又は健康障害を防止するための措置に関すること。
- (2) 職員の安全又は衛生のための教育の実施に関すること。
- (3) 健康診断の実施その他健康の保持増進のための措置に関すること。
- (4) 労働災害の原因の調査及び再発防止対策に関すること。
- (5) 産業医との連携に関すること。
- (6) その他職員の安全衛生に関すること。

第6条（安全管理者）関係

1 安全管理者は、所属長が規則第5条に定める資格を有する職員のうちから選任することとし、安全管理者選任書（様式第1号）を交付することとする。

2 安全管理者は、次の業務のうち安全に係る技術的事項を管理することとする。

- (1) 学校給食調理場に勤務する教職員（以下「調理場職員」という。）の危険又は健康障害を防止するための措置に関すること。
- (2) 調理場職員の健康の保持増進のための措置に関すること。
- (3) 調理場職員の労働災害の原因の調査及び再発防止対策に関すること。
- (4) その他調理場職員の安全衛生に関すること。

第7条（衛生管理者）関係

1 衛生管理者は、所属長が衛生管理者免許を有する職員のうちから選任することとし、衛生管理者選任書（様式第2号）を交付することとする。

2 所属長は、衛生管理者を選任できない場合は、所属職員に第2種衛生管理者免許を取得させ、衛生管理者に選任することとする。

3 第2種衛生管理者免許の取得手続等については、別に定めることとする。

4 衛生管理者は、総括安全衛生管理者の指揮を受け、次の業務（技術的事項を含む。）を管理することとする。

- (1) 健康に異常のある職員の発見及び処置に関すること。
- (2) 作業環境の衛生上の調査に関すること。
- (3) 作業条件、施設等の衛生上の改善に関すること。
- (4) 衛生教育等職員の健康保持に必要な事項に関すること。

5 衛生管理者は、少なくとも毎週1回職場を巡視し、設備、作業方法又は衛生状態に有害のおそれがあるときは、直ちに、職員の健康障害を防止するため必要な措置を講じなければならないこととする。

第8条（衛生推進者）関係

1 衛生推進者は、所属長が次の職員のうちから選任することとし、衛生推進者選任書（様式第2号）を交付することとする。

- (1) 大学又は高等専門学校を卒業した者で、その後1年以上安全衛生の実務に従事した経験を有する者
- (2) 高等学校を卒業した者で、その後3年以上安全衛生の実務に従事した経験を有する者

2 衛生推進者は、総括安全衛生管理者の指揮を受け、第7条関係第5項に掲げる衛生管理者の業務（技術的事項を除く。）を担当することとする。

第 9 条（産業医）関係

産業医の委嘱及び職務内容等は、「岡山県教育委員会本庁産業医委嘱要綱」及び「岡山県教育委員会事業場産業医委嘱要綱」により定めることとする。

第 10 条（衛生委員会）関係

1 衛生委員会の委員は、7名以上16名以下とし、次の者をもって構成することとする。この場合において、総括安全衛生管理者が衛生委員会の議長となることとし、他の委員の半数については、当該教育事務所等の職員の過半数で組織する職員団体又は職員の過半数を代表する者の推薦に基づき指名しなければならないこととする。

(1) 総括安全衛生管理者

(2) 衛生管理者

(3) 産業医

(4) 職員のうちで衛生に関し経験を有する者

2 衛生委員会の委員の指名は、所属長が衛生委員会委員指名書（様式第3号）により行うこととする。

3 衛生委員会は、次の事項を調査審議し、所属長に対し意見を述べることとする。

(1) 職員の健康障害を防止するための基本となるべき対策に関すること。

(2) 職員の健康の保持増進を図るための基本となるべき対策に関すること。

(3) 労働災害の原因及び再発防止対策で衛生に係るものに関すること。

(4) その他職員の健康障害の防止及び健康の保持増進に関する次の事項

ア 衛生に関する規程の作成に関すること。

イ 衛生に関する計画の作成、実施、評価及び改善に関すること。

ウ 衛生教育の実施計画の作成に関すること。

エ 作業環境測定の結果とその評価に基づく対策の樹立に関すること。

オ 定期又は臨時の健康診断等の結果とその結果に対する対策の樹立に関すること。

カ 職員の健康の保持増進を図るために必要な措置の実施計画の作成に関すること。

キ 長時間にわたる労働による労働者の健康障害の防止を図るための対策の樹立に関すること。

- ク 職員の精神的健康の保持増進を図るための対策の樹立に関すること。
- 4 衛生委員会の会議の調査審議は、議長を含めた委員全員の一致した意見に基づくものとする。
 - 5 総括安全衛生管理者は、委員会の開催の都度、遅滞なく、委員会における議事の概要を次に掲げるいずれかの方法によって職員に周知すること。
 - (1) 常時見やすい場所に掲示し、又は備え付けること。
 - (2) 書面を職員に配付すること。
 - (3) 磁気テープ、磁気ディスクその他これらに準ずる物に記録し、かつ、各所属に職員が当該記録の内容を常時確認できる機器を設置すること。
 - 6 衛生委員会の会議は、毎年度3回程度開催することとし、所属長は、衛生委員会開催状況報告書（様式第4号）を作成し、当該年度の最終の会議の終了後、教育長に提出することとする。
 - 7 衛生委員会の置かれない教育事務所等にあっても、実情に応じて、衛生委員会に準じた組織を設置することとする。

第11条（総括安全衛生委員会）関係

- 1 総括安全衛生委員会の委員は、次の者をもって構成することとする。この場合において、教育次長が総括安全衛生委員会の議長となることとし、職員のうちで安全又は衛生に関し経験を有する者については、職員団体等の推薦に基づき指名しなければならないこととする。
 - (1) 教育次長
 - (2) 教育政策課長、教職員課長及び福利課長
 - (3) 総括安全衛生管理者 2名
 - (4) 産業医
 - (5) 職員のうちで安全又は衛生に関し経験を有する者 7名
- 2 総括安全衛生委員会の委員の指名は、教育長が総括安全衛生委員会委員指名書（様式第5号）により行うこととし、委員の任期は、指名の日からその属する年度の末日までとする。
- 3 総括安全衛生委員会は、次の事項を調査審議し、教育長に対し意見を述べることとする。
 - (1) 各所属に設置された衛生委員会の調査審議事項のうち、総括的措置を必要とするもの

(2) その他総括安全衛生委員会が必要と認める事項

4 総括安全衛生委員会の会議の調査審議は、議長を含めた委員全員の一致した意見に基づくものとする。

5 総括安全衛生委員会の会議は、毎年度2回程度開催することとする。

6 総括安全衛生委員会における議事で、重要なものについてはその概要を各所属へ周知することとする。

第13条（健康診断の検査項目等）関係

所属長は、健康診断を実施するときは、期日又は期間その他必要な事項を定め、職員に周知するとともに、職員が健康診断を受診できるよう配慮しなければならないこととする。

第14条（受診義務）関係

職員が健康診断を受診すべき期日前3月以内に医療機関等において健康診断を受け、当該期日までにその結果を証明する書面を所属長に提出したときは、当該書面をもって健康診断に替えることができることとする。

第16条（療養の指示）関係

療養の指示を受けた職員は、その指示及び産業医の療養指導に従い、療養に専念する等、健康の回復に努めなければならないこととする。

安全管理者選任書

職 名 氏 名

安全管理者に選任する

年 月 日

所属長名

印

衛生管理者（推進者）選任書

職 名 氏 名

衛生管理者（推進者）に選任する

年 月 日

所属長名

印

衛生委員会委員指名書

職 名 氏 名

衛生委員会委員に指名する

年 月 日

所属長名

印

番 号
年 月 日

衛生委員会開催状況報告書

岡山県教育委員会教育長 殿

所属長名

次のとおり 年度衛生委員会開催状況を報告します。

記

1 衛生委員会の開催状況

開催年月日	議 題	審 議 内 容

3 特記事項

--

（注） 特記事項は、議事において重要な事項について記載すること。

総括安全衛生委員会委員指名書

所 属

職 名 氏 名

総括安全衛生委員会委員に指名する

年 月 日

教育長名

印